

工事現場等における施工体制の点検について

１ 点検の目的

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年１１月２７日法律第１２７号（以下「適正化法」という。））においては、工事現場における適正な施工体制の確保のため、発注者が点検その他必要な措置を講じることが義務付けられ又同法に基づく、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成１３年３月９日閣議決定（以下「適正化指針」という。））においては、適正化指針に掲げる事項を内容とする要領の策定等により統一的な工事監督の実施に努めることとされている。

更には、維持管理・更新に関する工事の増加に伴い、これらの工事の適正な施工の確保の徹底が求められていること等を背景として、平成２６年６月４日に建設業法等の一部を改正する法律（平成２６年法律第５５号）が公布され、適正化指針についても同年９月３０日に一部改正されたところである。

については、適正化法、適正化指針の趣旨に鑑み、当社が発注した請負工事の施工体制について、監督業務等において把握すべき点検事項等を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保に資することを目的とする。

２ 点検項目

点検は、以下に示す項目の内容について行うものとする。なお、具体的な点検内容及び点検時期等については、「５－１ 点検内容及び点検時期等」による。

- （１）配置技術者に関する点検
- （２）施工体制台帳等に関する点検
- （３）一括下請負に関する点検

３ 点検対象工事

点検のうち監理技術者等の専任制に関する点検は、建設業法第２６条第３項に該当する工事（請負代金額４,０００万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、８,０００万円以上のもの。）、その他の点検は下請契約を締結したすべての工事を対象に行うこととする。

４ 入札契約手続きにおける監理技術者等の専任制の点検

４－１ 入札前における点検

- （１）競争参加資格確認申請書または技術資料（以下、「申請等」という。）に配置予定の監理技術者等の配置要件を確認する工事にあつては、支社の契約担当部署及び技術審査担当部署において、当該工事の競争参加希望者を対象に、配置予定の監理技術者及び主任技術者の他工事の従事状況（工事名、工期など）の提出を求めること。
- （２）コリンズ（工事实績情報システム）を用いて、配置予定の監理技術者等が他工事と重複して配置されていないか点検する。
- （３）申請書等により承知している状況と異なる重複があった場合は、同システムにて監理技術者及び主任技術者の所属、監理技術者資格者証の内容について点検するとともに、当該競争入札参加希望者に申請書等の

内容について確認し、重複している理由を付記した文書を提出させる。

- (4) 申請書等の内容に問題がある事実が確認できた場合、競争参加資格を認めない。なお、この場合において、申請書等の差し替えは認めない。

4－2 入札後、契約前における点検

- (1) 上記4－1(1)に該当する工事の落札者を対象に、支社の契約担当部署及び技術審査担当部署において、コリンズを用いて配置予定技術者等が他工事と重複して配置されていないか点検する。
- (2) 重複があった場合は、コリンズにて監理技術者及び主任技術者の所属及び資格者証保持について点検するとともに、落札者に競争参加資格確認申請書または技術資料の内容について確認し、重複している理由を付記した文書を提出させる。
- (3) 専任制違反となる事実が確認できた場合は、契約を締結しない。ただし、建設業法施行令第27条第2項に基づく同一の専任の主任技術者による管理の場合、契約書第10条第3項に基づき現場代理人について工事現場における常駐を要しないことと認められた場合は、この限りでない。
- (4) 点検を担当した契約担当部署及び技術審査担当部署は、契約の相手方（受注者）の配置予定技術者に係る書類を、契約締結後に当該工事の監督員へ送付しなければならない。

4－3 契約後、工事着手前における点検

- (1) 当該工事の主任補助監督員は、当該工事の契約書類に基づくコリンズ登録後、工事及び調査等業務実績検索システムを活用して、監理技術者等の重複、所属建設業者名及び資格者証保持について点検する。
- (2) 他工事との重複、所属建設業者名、資格者証保持に疑義がある場合は、他工事の発注者と連絡・情報交換を行うとともに、受注者に疑義の内容を確認し、理由を付記した文書を提出させる。
- (3) 専任制違反や無資格者などの不適切な事実が確認された場合は、「8 点検結果に基づく対応」による。

5 現場における施工体制の点検

5-1 点検内容及び点検時期等

各点検項目の点検内容その点検時期、点検頻度は、以下のとおりとする。なお、具体的な実施方法については、「6 点検の実施方法」による。

点検項目	点検内容	点検時期	点検頻度
(1) 配置技術者に関する点検	①同一性及び所属 ②配置技術者の資格 ③監理技術資格者証	工事着手前	1回
	④現場への常駐状況	施工中	月1回程度
(2) 施工体制台帳等に関する点検	①施工体制台帳等の記載事項	施工前	提出の都度
	②施工体制台帳の備え付け ③施工体系図の掲示 ④施工体制の把握	施工中	月1回程度(注3)
	⑤建設業許可票の掲示 ⑥建設業退職金共済制度の掲示 ⑦労災保険に関する掲示	施工中	施工中1回程度
	⑧コリンズへの登録	受注時・変更時・完成時	提出の都度
	①施工体系(注1) ・受注者の実施割合 ②受注者の実質的関与(注2) ・受注者の企画・調整状況	施工中	年1回程度 (注4)

注1) 点検の結果、受注者の実施割合が契約金額(発注者と受注者の契約額)の50%未満の場合は、重点調査を実施する。

注2) 点検の結果、受注者が企画・調整に関して「一部未実施」又は「ほぼ未実施」の場合は、重点調査を実施する。

注3) 発注者として現場の施工体制を適切に把握するため、できる限り提出の都度行うことが望ましい。

注4) 累計出来高が50%を超えた時期以降に、年1回程度の頻度で実施する。

5-2 点検実施者

点検の実施者は、当該工事を担当する副監督員又は主任補助監督員を原則とする。ただし、上記5-1の点検内容のうち(2)①「施工体制台帳等の記載事項」については、当該工事を担当する補助監督員が行うことができる。

6 点検の実施方法

6-1 配置技術者に関する点検

①同一性及び所属

- 1) 工事請負契約書第10条に基づいて通知された現場代理人・監理技術者・主任技術者と同一人物であり、受注者(元請業者)に所属する者であることを点検する。
- 2) 点検時の着目点
 - 同一人物であり、元請会社に所属していることが確認できる
 - 同一人物でない、又は元請会社に所属していることが確認できない
- 3) 点検の結果、疑義がある場合は、以下のとおり対応する。

(ア) 同一性又は所属に疑義がある場合は、当該者本人及び受注者に説明を求めるとともに、当該者が

直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険被保険者証の写し、健康保険被保険者標準報酬決定通知書の写し又は住民税特別徴収税額通知書の写し）（以下「雇用証明書類」という。）の提出を受注者に求める。

（イ）監理技術者の資格の有無、登録番号及び所属建設業者名に疑義がある場合は、監理技術者証発行部局（一般財団法人 建設業技術者センター、以下同じ）に問い合わせる。

- 4) 上記の対応後、建設業法違反と疑うに足る事実があると判断した場合は、契約責任者に調査内容を報告する。（なお、支社の社員が監督員の場合は、工事担当部署の部長から契約責任者に調査内容を報告する。）
- 5) 人物不一致、専任制違反などの不適切な事実が確認された場合は、「8 点検結果に基づく対応」による。

②配置技術者の資格

- 1) 建設業法第1項（主任技術者）又は第2項（監理技術者）に必要とされる資格を有しているか点検を行う。
- 2) 点検時の着目点

＜監理技術者の場合＞

- 建設業法第15条第2号イ（技術検定・免許）に該当する者
- 建設業法第15条第2号ロ（第7条第2号イ・ロ・ハ）に該当する者
- 建設業法第15条第2号ハ（第15条第2号イ・ロと同等以上の能力）に該当する者
- 監理技術者の資格を有しない。

＜主任技術者の場合＞

- 建設業法第7条第2号イ（指定学科卒業後の実務経験）に該当する者
- 建設業法第7条第2号ロ（10年以上の実務経験）に該当する者
- 建設業法第7条第2号ハに規定する国家資格又は技能検定あるいは実務経験に該当する者
- 主任技術者の資格を有しない。

- 3) 点検の結果、疑義がある場合の対応は、上記6-1（1）3）によるものとする。

③監理技術者資格者証

- 1) 建設業法第26条第6項に基づき、監理技術者本人から監理技術者資格者証の提示を求め、監理技術者資格者証に記載されている内容を点検する。
- 2) 点検時の着目点
 - 監理技術者資格者証（講習修了証を含む）を携行しており、元請け会社に所属していることが確認できる。また、有効期間を超えていない。
 - 監理技術者資格者証（講習修了証）を携行していない。また有効期間を超えている。
 - 監理技術者資格者証を保有していない（有資格者でない）。
- 3) 点検の結果、疑義がある場合は、上記6-1④4）及び5）によるものとする。

④現場への常駐状況

- 1) 建設業法第26条第3項に基づき、配置された監理技術者又は主任技術者の常駐状況を点検する。
なお、昼夜連続の工事など、監理技術者又は主任技術者の常駐が困難な工事にあつては、その専任状況及び連絡体制を点検する。

2) 特定建設工事共同企業体や経常建設共同企業体の場合は、すべての構成員の監理技術者及び主任技術者が現場に常駐していることを点検する。

3) 点検時の着目点

- 常駐している。
- 常駐していない。
- 特別な理由により不在。
- 常駐を要する工事でない。

4) 点検の結果、常駐状況に疑義がある場合は、現場での把握頻度を増やすこととし、必要に応じて、技術者本人に不在の理由を聞く。(以下、「重点調査(専任制)」という。)

5) 上記の重点調査(専任制)後、建設業法違反と疑うに足る事実があると判断した場合は、契約責任者に調査内容を報告する。

建設業法違反の事実が確認された場合は、「8 点検結果に基づく対応」による。

6-2 施工体制台帳等に関する点検

①施工体制台帳等の記載事項

1) 建設業法第24条の8に基づき、受注者から提出された施工体制台帳及び施工体系図の記載事項に不備がないか点検する。

2) 施工体制台帳の点検にあたっては、(参考1)「施工体制台帳チェックリスト」を活用して点検し、その結果を「施工プロセスチェックリスト(様式1)」に反映させる。

3) 点検時の着目点

(ア) 施工体制台帳

- 施工体制台帳の内容と添付書類に不備がない。
- 施工体制台帳の内容と添付書類に一部不備がある。
- 施工体制台帳が作成されていない、又は一部の下請負人の施工体制台帳が記載されていない。

(イ) 施工体系図

- 施工体制台帳に記載されている下請業人が、施工体系図に反映されている。
- 施工体制台帳に記載されている下請業人が、施工体系図に反映されているが、記載に一部不備がある。

➤施工体系図が作成されていない、又は一部の下請負人が記載されていない。

4) 点検の結果、施工体制台帳(添付書類も含む。)又は施工体系図に記入ミス等の不備を発見した場合は、受注者に是正を求める。

5) 点検の結果、下請業者が社会保険等未加入である事を確認した場合は、次のとおり対処するものとする。

(ア) 一次下請業者(受注者が直接契約した下請業者)が社会保険等未加入建設業者の場合
監督員は、受注者による工事請負契約書又は工事基本契約書(以下「工事請負契約書等」という。)第7条の2第2項の規定に基づく当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面(以下「確認書類」という。)の提出状況を確認する。

(イ) (ア)以外の下請業者が社会保険等未加入建設業者の場合

監督員は、受注者による当該下請業者に対する社会保険等への加入指導状況を確認する。

- 6) 点検の結果、技術者について疑義がある場合は、雇用証明書類の提出を求める。
- 7) 点検の結果、以下の要件に該当する不適切な事項が発見された場合は、調査内容を契約責任者に報告する。(別記様式2)
- (ア) 記載事項に虚偽があった場合
 - (イ) 一次下請業者の記載漏れがあった場合
 - (ウ) 契約期間が1ヶ月以上、かつ契約金額が500万円以上の二次以下の下請業者について記載漏れがあった場合
 - (エ) 建設業法に定める建設業者が下請業者において、社会保険等未加入であった場合。
 - (オ) その他建設業法違反に該当する事実が認められる場合
- 8) 建設業法違反等の不適切な事実が確認された場合は、「8 点検結果に基づく対応」による。
- なお、下請負契約において不適切な事実が確認された場合は、受注者(元請業者)の関与の有無、発注者からの指導に対する受注者の是正内容などを総合的に判断して対応する。

②施工体制台帳の備え付け

- 1) 建設業法第24条の8に基づき、提出された施工体制台帳と同一のものが現場事務所に備え付けられているか点検する。
 - 2) 点検時の着目点
 - 施工体制台帳が現場事務所に備え付けられており、契約書類等必要な添付資料に不足がない。
 - 施工体制台帳が現場事務所に備え付けられているが、契約書類等必要な添付資料に不足がある。
 - 施工体制台帳が現場事務所に備え付けられていない。
 - 3) 点検の結果、施工体制台帳の不備を発見した場合は、受注者に是正を求める。
 - 4) 建設業法違反等の不適切な事実が確認された場合は、「8 点検結果に基づく対応」による。
- なお、下請負契約において不適切な事実が確認された場合は、受注者(元請業者)の関与の有無、発注者からの指導に対する受注者の是正内容などを総合的に判断して対応する。

③施工体系図の掲示

- 1) 建設業法第24条の8に基づき、施工体制台帳と一致した施工体系図が当該工事現場の工事関係者及び公衆が見えやすい場所に掲げられていることを目視により点検する。
 - 2) 点検時の着目点
 - 「工事関係者」及び「公衆」の見やすい場所に掲示されていることが確認でき、提出された施工体制台帳と掲示されている施工体系図の内容が一致している。(1つの場所で両方の役目を果たしている場合も含む)
 - 「工事関係者」及び「公衆」の見やすい場所に掲示されていることが確認できるが、提出された施工体制台帳と掲示されている施工体系図の内容が一致していない。
 - 「工事関係者」又は「公衆」の片方しか掲示が確認できない。
 - 掲示されていない
 - 3) 点検の結果、施工体系図の不備を発見した場合は、受注者に是正を求める。
 - 4) 建設業法違反等の不適切な事実が確認された場合は、「8 点検結果に基づく対応」による。
- なお、下請負契約において不適切な事実が確認された場合は、受注者(元請業者)の関与の有無、発注者からの指導に対する受注者の是正内容などを総合的に判断して対応する。

④施工体制の把握

- 1) 現場の施工体制が受注者のから提出された施工体制台帳（契約書等の添付資料を含む）や及び施工体系図に記載された内容と相違がないか点検する。
また、下請業者の中に無許可業者がいる場合に、500万円以上（建築一式工事にあつては1,500万円以上）の工事を下請けさせていないかを点検する。
- 2) 点検時の着目点
 - 施工体系図等に記載のない下請業者が作業していない。
 - 施工体系図等に記載のない下請業者が作業している。
 - 施工体系図等に記載のない下請け業者が作業しているが、500万円未満である。
- 3) 点検の結果、疑義がある場合は、上記6-2(1)6)及び7)によるものとする。

⑤建設業許可票の掲示

- 1) 建設業法第40条に基づき、受注者（元請け）が建設業の許可を受けたことを示す標識が、公衆の見やすい場所に掲示されていることを目視により点検する。なお、下請けの建設業者については、掲示を要しない。また、許可票の監理技術者、若しくは主任技術者等の事項が正しく記載されていることを点検する。
- 2) 点検時の着目点
 - 受注者（元請け）の建設業許可の掲示が確認できる。
 - 受注者（元請け）の一部（JV3社のうち2社など）の建設業許可の掲示が確認できる。
 - 許可票は掲示されているが、公衆の見えやすい場所ではない。
 - 許可票が掲示されていない
- 3) 建設業施行規則第25条に基づく許可票の記載内容
 - 一般建設業または特定建設業の別
 - 許可年月日、許可番号および許可を受けた建設業
 - 商号または名称
 - 代表者の氏名
 - 主任技術者または監理技術者の氏名
- 4) 点検の結果、不適切な事実が確認された場合は、受注者に改善を求める。
- 5) 改善を要求したにもかかわらず、改善されない場合は、契約責任者にその事実を報告する。
- 6) 建設業法違反等の不適切な事実が確認された場合は、「8 点検結果に基づく対応」による。

⑥建設業退職金共済制度の掲示

- 1) 適正化指針第2の5(5)ハに基づく、建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識が掲示されていることを目視により点検する。
- 2) 点検時の着目点
 - 掲示が確認できる
 - 掲示する必要が無い。（注1）
 - 掲示が確認できない。

(注1)「掲示の必要が無い」とは、中小企業退職金共済制度に加入している、若しくは自社退職金制度があるなどの理由により、建設業退職金共済制度に加入していない場合をいう。この場合でも、下請業者が同制度に加入している場合は、下請代金額に含めて支払うよう指導されている。また、建設業退職金共済制度は、基本的に請負会社としての加入であり、個人では加入できない。

- 3) 点検の結果、不適切な事実が確認された場合は、受注者に改善を求める。
- 4) 改善を要求したにもかかわらず、改善されない場合は、契約責任者にその事実を報告する。
- 5) 建設業法違反等の不適切な事実が確認された場合は、「8 点検結果に基づく対応」による。

⑦労災保険関係成立票の掲示

- 1) 労働者災害補償保険法施行規則第49条に基づき、工事現場の労働者が見やすい場所に労働保険関係成立票が掲示されていることを目視により点検する。
- 2) 点検時の着目点
 - 工事現場の見やすい場所に掲示されていることが確認できる。
 - 掲示は確認できるが見にくい
 - 掲示が確認できない
- 3) 点検の結果、不適切な事実が確認された場合は、受注者に是正を求める。
- 4) 是正を要求したにもかかわらず、是正されない場合は、契約責任者にその事実を報告する。
- 5) 不適切な事実が確認され、かつ是正されない場合は、「8 点検結果に基づく対応」による。この場合、「8-1 建設業許可部局等への通知」は「当該工事現場を管轄する労働基準監督署への通知」に読み替える。

⑧コリンズへの登録

- 1) 共通仕様書の規定に基づき、工事実績データを作成しコリンズ登録申請されているか点検する。
- 2) 点検時の着目点
 - 共通仕様書に規定する登録期限以内に登録申請されていることが確認できる。
 - 登録申請されていることが確認できるが、共通仕様書に規定する日数以上要している。
 - 登録申請されていない。
- 3) 点検の結果、不適切な場合は受注者に是正を求める。

6-3 一括下請負に関する点検

建設業法第22条に規定に基づき、受注者の施工体制が一括下請負に該当していないか点検する。具体的な点検は、「施工体系」及び「受注者の実質的関与」に着目した点検をもって実施する。

①施工体系

- 1) 受注者（元請）の実施割合及び下請業者の状況について点検する。

②施工体系（重点調査）

- 2) 6-3① 1) の点検の結果、受注者の実施割合が請負代金額（発注者と受注者との契約額をいう。以下同じ。）の50%未満の場合で、次に掲げるa)～i)のいずれかに該当した場合は、重点調査を実施する。
 - a) 最大となる一次下請業者の契約金額が請負代金額の50%以上の場合

- b) 受注者と同業種の同規模以上の会社が、一次下請業者として存在する場合
- c) 隣接工事の下請業者として同一の会社が存在する場合
- d) 低入札価格調査制度の調査対象工事である場合
- e) 受注者が、初めて中日本高速道路㈱の工事を受注・施工した場合
- f) 受注者が、中日本高速道路㈱が発注した工事のうち、過去2年以内に完成・引渡しが完了した工事において、請負工事等成績評定要領に規定する評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満の工事成績評定を通知されている場合
- g) 受注者が、中日本高速道路㈱が発注した工事のうち、過去2年以内に完成・引渡しが完了した工事、あるいは当該工事の契約時点で施工中の別の工事において、工事請負契約書第17条又は第45条の規定に基づく処置を請求された場合。ただし、軽微な手直し等は除く。
- h) 受注者が、中日本高速道路㈱が発注した工事のうち、過去2年以内に完成・引渡しが完了した工事、あるいは当該工事の契約時点で施工中の別の工事において、工事中事故等で競争参加資格停止となった場合。
- i) 受注者が、中日本高速道路㈱が発注した工事のうち、過去2年以内に完成・引渡しが完了した工事、あるいは当該工事の契約時点で施工中の別の工事において、工事請負契約書第54条の規定に基づく請求を受けた場合。

3) 実施方法

ア) 上記6-3② 2) a) 又はb) の場合

一次下請業者の役割分担（管理している業務、施工等）及び受注者の指導内容について、受注者に対してヒアリング（必要に応じて、当該一次下請業者に対してもヒアリング）を行い、当該一次下請業者の主任技術者の所属及び専任について点検する。

イ) 上記6-3② 2) c) 又はi) のいずれかの場合

当該下請業者又は最大で三次下請業者までを調査対象とし、当該下請業者の役割分担（管理している業務、施工等）及び受注者の指導内容について、受注者に対してヒアリング（必要に応じて、当該下請業者に対してもヒアリング）を行い、当該下請業者の主任技術者の所属及び専任について点検する。

4) 疑義等がある場合の対応

ア) 重点調査の結果、建設業法違反と判断することが困難な場合は、違反の有無が明確になるまで再調査を行う。

イ) 監督員は、建設業法違反と疑うに足る事実があると判断した場合は、その事実を契約責任者に報告する。

ウ) 建設業法違反の事実が確認された場合は、「8 点検結果に基づく対応」による。

なお、下請負契約において不適切な事実が確認された場合は、受注者の関与の有無、発注者からの指導に対する受注者の是正内容などを総合的に判断して対応する。

③受注者の実質的関与

1) 受注者（元請）の企画・調整の実質的関与の状況について点検する。

受注者の企画・調整とは、受注者自ら、直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者を現場に配置し、次に掲げる事項に関して総合的に企画、調整及び指導を行うことをいう。

a) 施工計画の総合的な企画

b) 工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理

- c) 工事目的物、工事仮設物、工事用資材などの品質管理
- d) 下請業者間の施工の調整
- e) 下請業者に対する技術指導及び監督
- f) その他、上記に類する事項

④受注者の実質的関与（重点調査）

- 1) 上記6-3③1)の点検の結果、受注者が企画・調整に関して、一部未実施の場合又は全部ほぼ未実施の場合は、重点調査を実施する。
- 2) 実施方法
 - ア) 重点調査（実質的関与）は、点検時点における累計の契約金額が最大となる一次下請業者を対象にして、受注者の実質的関与の状況を把握する。
 - イ) 一次下請業者の役割分担（管理している業務、施工等）及び受注者の指導内容について、受注者よりヒアリング（必要に応じて、一次下請業者に対してもヒアリング）を行い、当該一次下請業者の主任技術者の所属及び専任について点検する。
- 3) 疑義等がある場合の対応は、上記6-3②4)によるものとする。

7 点検結果の取りまとめ

- 1) 上記5、6により実施した点検結果は、主任補助監督員が「施工プロセスチェックリスト（様式1）」に取りまとめ不適切事項を監督員に報告し、監督員はその事実を契約責任者に報告する。（別記様式2）
- 2) 上記6-3に示す「一括下請に関する点検」の点検結果は、主任補助監督員が「一括下請負に関する点検表（様式2）（様式3）」、「一括下請負に関する点検表（重点調査）（様式4）（様式5）」に取りまとめ、 「施工プロセスチェックリスト（様式1）」に添付する。
- 3) 監督員は、＜様式1＞から＜様式5＞にとりまとめた点検結果について、「中日本高速道路株式会社 工事及び調査等に関する監督及び検査要領」第14条（検査担当者が行う検査）に規定する検査時に主任検査員に提出し、確認を受けなければならない。

8 点検結果に基づく対応

8-1 建設業許可部局等への通知

上記6に基づき点検を実施した結果、次のいずれかに該当すると疑うに足る事実を把握した場合、契約責任者（中日本高速道路株式会社契約規則3条に規定する「契約責任者」をいう。）は、当該建設業者が国土交通大臣許可業者の場合は建設業者の本店所在地を管轄する国土交通省地方整備局長に対し、都道府県知事許可業者の場合は当該許可を受けた都道府県知事に対し、別記様式1によりその事実を通知しなければならない。また、当該事実に係る営業が行われる区域（当該工事が施工されている場所）を管轄する都道府県知事に対しても、別記様式1によりその事実を通知しなければならない。

- 一 建設業法第8条第九号、第十号（同条第九号に係る部分に限る。）、第十一号（同条第九号に係る部分に限る。）、第十二号（同条第九号に係る部分に限る。）、若しくは第十三号（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）又は第28条第一項第三号、第四号又は第六号から第八号までのいずれかに該当すること
- 二 入札契約適正化法第15条第二項、若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の7第一項、同条第二項、若しくは第四項又は同法第26条、若しくは第26条の2

の規定に違反したこと

なお、契約責任者は、建設業法違反と疑うに足りる事実があるか否かの判断をするに当たって、「技術審査会設置要領について」に基づく技術審査会に、事前に監督員からの報告内容に係る意見を求めることができるものとする。

8－2 工事成績評定への反映

点検により、受注者である建設業者に不正、若しくは不適切な事実を把握した場合、契約責任者は、その内容に応じて、工事成績評定に点検結果を適切に反映させなければならない。